

令和元年度事業報告

自平成31年 4月 1日
至令和 2年 3月31日

1. 法務局相続人調査業務

本年度の最も大きな事業は、昨年度から引き続き受託している徳島地方法務局からの所有者不明土地に関する相続人調査業務が完了したことである。

この事業は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に基づき、法務省が行う作業とのうちの一部を当協会が担うものであり、いわゆる所有者不明土地に関して、登記名義人の現在の法定相続人を調査し、確定するというものである。

この事業は、平成30年11月に入札に参加し事業を受託してから担当社員46名にて開始し、契約終了日の延長を2回ほど経て、令和2年3月31日になんとか提出可能な案件すべてについて納品し、契約の終了となった。ただし、提出後の案件のうち、補正の指摘を受けたものが少なくなく、現在もまだすべてが完了したものではない。

本件業務の遂行は、非常に困難を極めた。まず、戸除籍謄本等の請求の流れが大きく停滞したこと。次に、業務量が膨大にあることと契約期間が短いことがあげられる。

当事業は、全国の法務局すべてにおいて、一斉に開始されたものであり、事業の一部を外注することは不動産登記法施行以来のことと思われる。事業が急いでおり、その割には契約の中身、事業の流れが不明確な部分があり、その都度、法務局の担当者と協議しながら進めてきた。

担当された社員の方々には、大変なご負担と労力をお掛けしたところであり、あらためてお礼を申し上げたい。総括すると、本件業務を受託してよかったと思っている。報酬は低くその配分も後日となるが、少なくとも相続登記は我々の業務の根幹の一部をなすものであり、これだけの業務量と複雑な事件を処理できるのは、他の業界では困難であろう。また、所有者不明土地の解消という国家事業に関して、微力ながら初年度にその活動に参画できたことは素晴らしいことである。

2. 公益目的支出計画の実施が完了

当協会は、昭和61年の社団法人として成り立った後、平成26年4月1日に一般社団法人へと組織が移行した。その移行の際に一定の財産を保有しており、これを公益目的財産として、毎年度、移行時に認可された公益目的事業のために支出していく義務を課せられていた（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律（平成1

8年法律第50号)第124条))。

平成31年3月31日をもって支出金すべてを費消し、令和元年6月にその届出を徳島県に行っていたところ、本年3月31日に徳島県からこれに関する確認書を受領した。よって、本年以降、当協会は各会費収入をもって事業活動を行うこととなった。

3. その他事業

以上の他、例年依頼を受けている公共団体からは、少ないものの、同程度の依頼を受け業務を行った。

1. 事業部

(1) 本年度における具体的な受託実績は、後記の官公署関係受託表、支部別受託表及び過去の受託件数と報酬額のとおりである。

本年度の受託報酬は、法務局の相続人調査業務と徳島県東部県民局の相続人調査業務が完了したため大幅に増額した。法務局の相続人調査業務の報酬は、平成30年の契約が予算の関係から2つの契約を締結しており、そのうちの1つに関して業務の完了が認められ、支払いを受けたものである。徳島県東部県民局の業務も、多数の相続人調査業務であり、担当社員14名によって完了したものである。

これら以外の受託件数等は、前年に比べ少し減少しており、前記の特別な業務を除けば、例年程度であって、少ないものである。

(2) 当協会が実施及び参加した主たる事業及び会議等は、下記のとおりである。

平成31年	4月15日	監査会、第1回理事会
	5月18日	定時社員総会
	31日	徳島県司法書士会入会説明
	7月5日	全司協第32回定時総会
	15日	山下法務大臣・福山守参議院議員 法律関係士業団体意見交換会
	9月6日	公益社団法人徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 定時社員総会
	11月29日	第2回理事会
	12月20日	徳島県司法書士会理事会(合同役員会)
	21日	法務局相続人調査業務説明会
令和元年	1月17日	2020年「公明党賀詞交歓会」
	2月15日	後藤田正純代議士を囲む新年互礼会

2. 総務経理部

当協会の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財務諸表は、別紙における貸借対照表、正味財産増減内訳書、収支計算書、財産目録のとおりである。

頭書のとおり、本年度は特に法務局相続人調査業務の委託を受け、戸除籍謄本等の受け渡し等、本会事務局の大きな負担をかけた。そのため、各業務に関して入金があったため、徳島県司法書士会へ例年の事務委託に加えて、年度末に法務局相続人調査業務に関する年間の事務委託費を支払った。

本年度は、前年度をもって公益目的支出計画が終了したため、これに関する収支は行っていない。

担当理事は、月次の会計チェックを行った。

財務諸表及び業務の監査については、別紙のとおり、監事からの監査を受けている。